

午前九時〇〇分開議

○議長（鈴木基次君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第1号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第1号 和解及び損害賠償の額の決定につきまして細部説明を申し上げます。

この議案は、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決をお願いするものでございます。

去る平成28年9月29日、美浜町大字三尾1712番地の1、深見佳史さんが中央公民館北側駐車場に自家用車を駐車していたところ、駐車場内に立つ防災行政無線のスピーカー（パンザーマスト）上部から鉄さびの塊が落下し、自家用車の屋根に当たって傷やへこみといった損傷を受けたものでございます。

公共施設の管理瑕疵があったと認め、加入している総合賠償保険で対応することとし、車の修理代99,360円で深見さんと町長との間で和解するものでございます。

その後、同駐車場所は駐車禁止としていますが、今後も定期的にパンザーマストの点検を進めるなどして、同様の事故が二度と起きないように対策に努めてまいります。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） おはようございます。

このパンザーマストというのは美浜町にどれぐらい数ありますか。

それで、もちろん人に当たらんかったことが不幸中の幸いですがけれども、ほかのところ、これだけ点検ということを書かれていますんで、もう点検終わられていると思うんですけども、その辺と、今後、何年に1回とか決めてやられるのか、どれぐらいの年月がたっているのかという、そういう全体的なことを教えてください。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 北村議員にお答えします。

まず、パンザーマストの設置箇所数ですがけれども、親機含め32カ所ございます。

点検につきましては、平成26年度にまず全調査をしまして、そのうち修理が必要と、修繕が必要となった箇所については修繕しておったところでございます。

今回の箇所につきましては、その場所以外のところでのことでした。この事象があった後については、その箇所については改めて点検のほうをしております。その際にはそれ以上の異常なしということでした。また、それ以外の不具合、例えばスピーカーの音が聞こえにくいとか、そういった場合にも見る機会がありますので、当然そういった場

合もスピーカーの不具合以外のところで不備がないかどうかというところも見ているところでございます。

こういった事象が起こったことを踏まえまして、また必要に応じて今後も再発防止に努めたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 北村議員の質問に関連してですけれども、今回事故が起こったところというのは、ちょうど通学路といいますか、子どもたちがよく通るような場所の近くにありますが。先ほど32カ所パンザーマストがあると言われてましたが、その中でも特にそういう通行という人が通るような近くにあるところは、より厳重に点検していかなあかんの違うのかなと思います。今回はたまたま車に当たったんでよかった、よかったと言うたら悪いですが、このぐらいで済んだわけですが、もし人にこれが当たったら大変なけがをするのではないかと想像しますので、ぜひ点検、平成26年に点検全部やったということでございますが、中でもそういう近くに通るといって、人に関係あるようなそういうところについてはもっと厳重な点検をしていただきたいと思いますと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） そういった、道路沿いであるとか、また山林である箇所もでございます。特に、人通りの多いところ、議員のおっしゃったようなところを重点的に考えまして今後の点検に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 和解及び損害賠償の額の決定については原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第2号 美浜町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 美浜町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきまして細部説明を申し上げます。

ことしの人事院勧告による給与条例の改正につきましては次の第3号議案でご審議いた

できますが、これとは別に、ことしの人事院勧告の中に介護休暇の分割取得と介護時間の新設というのが含まれていますので、これを条例で定めるものでございます。

今回の改正は、従来からある介護休暇は連続する6カ月の期間内の必要な期間とされ、引き続き要介護状態にある扶養親族に対して、半年のうち1回しか取得できなかったものを通算して6カ月になるまで3回に分割して取得できるように変更するというのが1つです。もう1点は、介護時間という新たな休暇の種類を追加し、最長で3年間、1日2時間まで勤務しないことを承認可能とするものでございます。特に、新しく設ける介護時間につきましては、親が要介護状態になるなどして毎日デイサービスの迎えなどが必要となったとき、2時間の休暇をとれば、例えば午後3時15分から終業の午後5時15分まで休むことができるようになり、職員が親の介護により退職を余儀なくされるようなケースを減らすことができるのではないかとこのものでございます。

条文を追ってご説明いたします。

まず、第3条で、「介護休暇」の次に新たに「介護時間」を追加いたします。

第8条第1項で、これまでの介護休暇について、通算で6カ月を超えない範囲で3回に分割してとれるようにする改正と。

新たに第8条の2として、介護時間は連続する3年間で1日2時間を超えない範囲で勤務しないことができるとするものでございます。

なお、介護休暇、介護時間は、いずれも無給となります。

附則として、この条例は平成29年1月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） この議案に反対というわけじゃないんですけども、我々、100名もいないというような職員のこの規模の中でこういうものを決めたときに、いや、ことしはもう全然これ利用される方がいなかったんですよという年もあるかもわかりませんし、いやいや、ことしは多いんですよという実態。我々がこれを承認するに当たって、大体これくらい1年間にこの条例を使う機会があるんやろうなど。いや、毎年あるんですよというものか、たまにあるものなんか、そこら辺の実態をちょっと把握した上で考えたいんで、そこら辺ちょっと、おおよそ感覚的に、ちょこちょこあるものなんか、めったにないものなんか、そこら辺ちょっと、感覚的なもので結構ですから。正確には求めません。

それと、いま一つ、実際、仮にほんならお父さん、お母さん、また伴侶等々、介護が必要になるというようなことになったときに、この規模で間に合うものなんか、そこら辺、私は素人なんで全くわからんのでね。本当はもっとやっぱり休暇もまだこの上にとって、それで介護せなんだらとても間に合いませんよというものなんか、いやいや、これが通ったらもう十分なんですよという、そういう感覚で我々が捉えていいのか、そこら辺ちょっと専門的というかそういう、感覚で結構なんでお答え願えますか。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 田渕議員より2点ご質問があったかと思えます。まず、こういう介護休暇の取得の実態は、頻繁に取得されているのかというあたり、それと、今回の改正でそういう親の介護とかいうのに対応するには十分なのかというご質問であったかと思えます。

まず、1点目の現在の取得、こういう介護休暇という休暇の実態なんですけれども、現在の条例の中にも、特別休暇としての介護休暇というのと、無給、いわゆる給料が丸々その休んだ分だけ減額になる介護休暇という2種類、実はあるわけです。実態を見ますと、介護休暇ということで実際にとった職員というのはおりません。やはり無給になる、その分が給料減額になるという部分があるのかと思えます。数時間、ちょっとおばあちゃんを病院へ連れていかんなんとかそういうようなことであれば、もう有給休暇で、年休で代用というか、かわりにしているというのが実態です。ですので、介護休暇という形、無給になる、給料がその分引かれる形での介護休暇というのをとった職員は現実にはおりません。

今度、それに加えてこの介護時間というのが、2点目のこういう制度で十分なのかというあたりなんです、介護時間というのが今度新しく、今までの介護休暇というのに加えて介護時間という新しい制度が設けられます。副町長からの細部説明にもありましたように、町長が認める3年間上限で必要と認める期間、指定期間というふうな言い方をしますけれども、その期間であれば毎日でも2時間を上限に休むことができるという制度でございます。これも1日8時間のうちの2時間休むわけですから、4分の1確実に給料が減ると、無給になるということで、それがそういう形をとる職員が実際に出てくるかどうかというのは制度を導入してみないとわからない部分があります。

それと、対象となる介護の状態というのも、介護保険で言う介護認定とは別だというふうに書かれていまして、必ずしも親が要介護になったというケースに限らず、例えば奥さんが1カ月入院しました、お父さんが入院しましたというのでも、これも介護の状態というふうな解釈というふうになっています。ですので、例えば1カ月の入院で、その間、介護休暇、毎日2時間ちょっと病院へ行かんなんのとらせてよというはあるとは思いますが、実際、要介護認定を受けて要介護になった方をこれで休むということを選択すると、そうしたら、その人、3年で本当に介護状態が終わるのかよという話が次に出てくると思えます。ですので、介護というのは、実際、介護の期間が1年で終わる方もいれば10年ずっと介護するよという方もおられます。終わりのない状態が続くと思えますので、3年で十分かと言われれば、その介護する対象となる方の状態にもよると思うんです。ただ、過去にもそういうようなことで、それがはっきりとした理由かどうかかわからないですけども、やはり早期退職された職員さんも、私と同じぐらいか少し上の方とかでも何人かおられましたんで、こういう休暇ができることによって、給料減ってでも、デイサービス行くのにおばあちゃんのちょっと面倒見やんなんのよというような人がこれによってとりやすくなるということになれば、それは有意義な制度であるかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第3号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして細部説明を申し上げます。

今回の改正は人事院勧告によるもので、3年連続の本俸、勤務手当のアップが主な内容でございます。

ご承知のように、現業職などを除く公務員は、憲法で保障する労働三権のうち団体交渉権の一部と争議権、いわゆるストライキ権が認められておらず、労使交渉が制限されるため、これにかわる手段として、国においては人事院が毎年4月1日の時点で民間給与との格差を調査し、その差を埋めるべく勧告を出してきているものでございます。

平成28年8月8日、人事院総裁から衆参両議長、内閣総理大臣宛てに3年連続となる給料のプラス勧告が出され、10月14日に閣議決定、11月16日に参議院本会議で国家公務員給与法の改正が可決、成立したものでございます。また、人事委員会を持たない市町村においては、都道府県人事委員会における調査結果を参考に適切に対応を行うこととされていて、和歌山県人事委員会も10月17日に国の勧告とほぼ同じ内容の勧告を出していますので、美浜町においてもほぼ勧告に沿った内容で条例改正をお願いするものでございます。

今回の人事院の勧告の主な内容でございますが、大きく3点ございます。

まず1点目は給料表の額の引き上げで、行政職1の額を国においては平均0.2%引き上げします。額にして月額400円から1,500円の引き上げとなります。2点目は勤勉手当でして、現行勤勉手当は年間1.6カ月のところを0.1カ月引き上げて年間1.7カ月とするものでございます。さらに、3点目は扶養手当の改正で、女性が働くことを勧奨するために配偶者に係る扶養手当をこれまでの13千円から段階的に6,500円に引き下げ、一方で、子どもに係る扶養手当をこれまでの6,500円から段階的に10千円に引き上げるものでございます。

以下、条文を追ってご説明いたします。お手元の新旧対照表もご参照ください。

条例改正の本文でございますが、第1条と第2条の2つに分かれています。

第1条では、勤勉手当を年間0.1カ月引き上げるもので、ことし12月に支給される勤勉手当に0.1カ月上乗せするもので、一般職員は現在0.8カ月となっているものを0.9カ月に、再任用職員については0.05カ月上乗せして、現行0.375カ月に0.425カ月とするものでございます。

附則第5項の改正は、6級以上、55歳以上の職員は1.5%減額されますので、それに伴う改正でございます。

この改正は、あくまで12月の勤勉手当のみに適用されます。

あわせて、別表の給料表を改めます。若い職員で級・号の小さい職員は最大で月額1,500円、級の高い職員では400円のアップとなるものでございます。ただし、平成27年4月に給料表が大きく下がった際に現給保障を受けている職員については、実際は給料分の差額が出ない場合もございます。

第1条のうち、給料表の改正につきましては、平成28年4月1日にさかのぼって適用し、勤勉手当の引き上げの改正は平成28年12月1日から適用いたします。

次に、第2条の改正ですが、平成28年4月1日以降の扶養手当の改正と勤勉手当について、0.1カ月上乗せ分を6月の勤勉手当と12月の勤勉手当に振り分けするため、第1条で改正したばかりの月額0.9月を6月、12月にそれぞれ0.85カ月に改めるものでございます。

扶養手当ですが、現在、配偶者は月額13千円、その他の扶養家族は6,500円となっておりますが、これを配偶者とその他の扶養家族を6,500円、子どもを10千円に改正するものでございます。また、いわゆる寡婦といわれる配偶者がいない場合の扶養親族に対する手当の額も見直しします。

第2条の規定は平成29年4月1日から適用いたしますが、扶養手当については平成29年度中のみ配偶者は10千円、子どもは8千円となる経過措置がございます。

附則については、今ご説明いたしましたそれぞれの改正の適用日と内払の規定でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 3つの改正があるということで、1と2については何となくわかるんですけども、3番の扶養手当の改正というのがちょっとわかりにくいので、扶養手当というのは、これは、1つは配偶者の場合と、それから親とかそういうのもあるんですね。それから子どもの場合と。これそれぞれに、配偶者だけが来年度は10千円やけれども、再来年度は半額の6,500円にすると。子どもについては上がるんですか。それから、親とかその配偶者、子ども以外の扶養親族というんですか、それはそのまま。何かそこらのあたりがちょっと私もよう聞き取らなかったかと思うんですけども、もう

一度、その扶養手当、3番目の改正についてご説明をお願いします。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 中西議員の、改正の中の3点目、扶養手当の改正についてもう少し詳細にということでお答えいたします。

まず、人事院勧告。この条例改正の前の状態、今の状態をまずご説明いたしますと、配偶者が13千円、子ども1人につき6,500円、それとそれ以外の親等同居親族も6,500円、これが現在の制度でございます。それで、人事院勧告によって、これが、ちょっと来年は1年だけ経過措置があるんですが、実際、人事院勧告の本文の改正を行うと、平成30年度以降については、配偶者が今度は6,500円で、子どもが10千円、その他父母等同居親族扶養対象者が6,500円、最終的にはこの形になります。それで、一気に変わってしまったてはいろいろ影響があるということで、来年1年間だけ経過措置がありまして、それが平成29年度だけですけれども、配偶者が10千円、子どもが1人8千円、その他同居の親族が6,500円というふうになります。

結局、その他、同居のお父さん、お母さん、兄弟も扶養でいけると思うんですけれども、同居のその他扶養親族は6,500円というのは今この先もずっと変わらないんですけれども、配偶者と子どもについては、配偶者が13千円だったのが来年は10千円、その次の年は6,500円と下がっていきます。一方で、子どもが今は6,500円のところが来年は8千円、その次の年は10千円ということになって、例えば奥さんと子ども2人というふうに計算しますと、再来年の状態まで行くと総額でたしか500円今より多くなるというふうな計算になるかと思えます。ですので、今よりふえるか減るかというあたりは、奥さんが扶養に入っているかどうか、それと子どもさんの人数、扶養に何人入っているかによっておのおの変わってくるかと思うんですけれども、細部説明にもありましたように、どちらかという、今もう女性にはどんどん働いてもらえというような国の流れになってきている中で、奥さんに係る扶養手当を減らして、そして子どもに係る費用はどんどん要るから子どもさんの分だけをふやしていこうと、そういう内容の改正になってございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） そういう扶養手当の見直しというのは、もう全部の自治体で、県とか和歌山市でも実際やろうとしているんでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 先ほど副町長の細部説明の中で、和歌山県人事委員会もほぼ同様の勧告を出しているという言い方をしています。ほぼ同様というのは、実は和歌山県のほうは、この扶養手当の改正はちょっと1年だけ様子を見るというふうなことです。というのは、ちょっと県の方に聞くと、人事院勧告ではそうなっているんだけど、少し周りの状況を見たいと。何でかという、役場の場合は給料表が6級までしかな

いので、この2年間だけでも金額全て変わってしまうんですけども、実は国の人事院勧告の内容を見ると、国の職員というのは給料表が10級ぐらいまであって、7級とか8級とか給料の高い人については、最終的にはもう配偶者の扶養手当というのを3千円ぐらいだったですかね、そこまで落としてしまおうというふうな内容になっているんです。そういう部分もあって、県も恐らく給料表が8級ぐらいまであるんで、9級ですか、そこらもあって、ちょっと奥さんの扶養手当というのがこれ以上にまだ下がるような内容になっていますので、県のほうは1年、周りの様子を見てからというふうなことで聞いています。ですので、全自治体、県も含めて全てこの内容で改正するのと言われてれば、県はちょっと違うということになるかと思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） ないんかいと言われたんやけれども。ちょっと今、配偶者の手当がもう半額になるという、これは何か女性が外へ出て働けということを推奨するためということですけども、普通考えたら配偶者、女性が扶養手当を受けるということになるかもわかりませんが、男性の場合もあると思います。つまり、外へ出て働きたいと思っても働けない、病気であるとかいろんな事情で働けないという人もある中で、この見直しというのはどうかなと思います。長いこと公務員の給料を引き下げられてきたんで、また今回引き上げられるという1と2の改正については賛成するんですけども、この3つを、これ一緒に出ていますので、3番目についてはちょっとどうかなと思いますので、賛成というわけにはいかないということを反対意見として述べさせていただきます。

○議長（鈴木基次君） 賛成討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第4号 美浜町税条例の一部を改正する条例につきまして細部説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）を受け、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第226号）が公布されたので、本条例の一

部を改正するものでございます。

この改正は、日本と台湾の間で租税回避の防止と二重課税の調整・回避を目的として課税のルールを定める租税条約に相当する日台租税取り決めの内容を実施するための国内法の整備として改正するものでございます。

具体的には、個人住民税の課税の特例の創設として、利子割、配当割による特別徴収される利子等及び配当等に係る所得について、日台の取り決め上免税とされる組織体、政府機関、中央銀行に対しては日本の金融機関による特別徴収を解除し、免税とされる組織体から利子、配当等を受け取った日本国居住者個人に対して、市町村に対して申告する義務を課して個人町民税所得割を課税します。利子所得については申告分離課税、配当所得については総合課税と申告分離課税の選択制とするものでございます。あわせて、改正に伴う字句及び条ずれの整備をしてございます。

今回の改正につきましては、当町においての該当はほとんど考えられないものでございますが、税条例準則に準じて改正をお願いするものでございます。

この規定は平成29年1月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 美浜町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第5号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして細部説明を申し上げます。

このたびの改正は、議案第4号においてご審議いただきました改正と同様に、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）を受け、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第226号）が公布されましたので、本条例の一部を改正するものでございます。

この改正は、議案第4号で課すことになった特別適用利子等及び特例適用配当等に係る

個人町民税所得割の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることとするための改正及び改正に伴う項ずれの整備でございます。

今回の改正につきましては、当町においての該当はほとんど考えられないものでございますが、国税条則に準じて改正をお願いするものでございます。

この規定は平成29年1月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第6号 工事請負契約の変更につきまして細部説明を申し上げます。

平成28年度における松原地区高台津波避難場所整備工事につきましては、平成28年6月の議会において2億25,180千円で議決をいただき、同日付で株式会社浅川組取締役社長、栗生泰廣氏と工事請負契約を締結の上、工事を進めてきているところであります。

今回の変更は、伐採工における伐木除根料が増大したことや、近隣住民への騒音、振動、粉じん対策を施すための仮設防護柵設置等の費用として2,2354,920円を追加し、契約金額を2億47,534,920円に増額いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。7番、高野議員。

○7番（高野正君） 7番。

全く意味がわかりません。防護柵が何ぼ要って、根が何ぼ要って、何も説明がないじゃないですか。ちゃんと説明してくださいよ。例えば、防護柵が何ぼ要った、根っこが今まで予定がこうやってんけれどもこうやと。量的にはこうやってんけれどもこうや、金額的にはこうやってんけれどもこうやと、ちゃんと説明してくださいよ。今の説明になっ

いですよ。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 高野議員の質問にお答えします。

先ほど副町長の細部説明のありました、まず防護柵に関する事について詳しく説明させていただきますと、この防護柵というのは約3mほどの高さの柵でありまして、住宅側のほうにはほこり対策、騒音対策として設置するものでございます。また、加えて、ここの工事の費用に関しましては、土砂の搬入のダンプのタイヤ洗浄機の設置費用も含めたところでありまして、金額約4,400千円の増加であります。

また、伐採についてなんですけれども、この伐木除根量についてですが、当初の設計の量が445立米の枝、幹の量に対しまして、実際3,000立米の量となったところです。そのところにより、設計の5,500千円の設計額に対しまして約25,000千円の設計額ということになったことによる増額です。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 7番、高野議員。

○7番（高野正君） 7番。

根っこの話から言いますと、一体どんな設計になってますの。確かに土の中に埋まっているものはそら勘定しにくいですよ。積算はしにくいとは思いますが。ただね、440立米の予定が3,300、桁違うでしょう。こんなことってありなんですか、いかに見えにくい根っこといえど。これ一体誰が設計したんですか。責任誰が持つんですか。町民が持つんですか。これ、何ぼ補助金あるとはいえ、国の補助金でも税金ですよ。わざわざ設計までしたのに。町長、きのうもおっしゃいましたね、民間でお願いできるところは民間で、行政でやるべきことは行政で。これ両方入っているんでしょう。うちが責任持つてやると、担当課ができると、監督できるとも言いましたね。幸い浅川組さんですから立派な監督もおられて、うまいこといくであろう。ところが、445立米が3,300立米。笑ってられませんよ、こんな結果では。これ誰が責任持つんですか。担保とってあるんですか、こんだけの設計額が違ってきてという。

思いませんか。例えば、洋品店へ買い物に行ってシャツ欲しいと。これ今2千円やけれども千円にしときますわ。レジに持っていった。レジに持っていったら2千円ですと。ちょっと待て。さっきそこのお姉さん千円って言うてくれたけれども、どうなってんのよ、お姉さん呼んでこいやと。話し合いして、いや、定価が2千円って名札書いているでしょうって、だから2千円です。こっちは千円って言うたやないか、言うたな、言いましたと。これ一体どうなるんですか。誰が泣き寝入りするんですか。

何か僕に言わしゃ、失礼な言い方ですけども、ふざけてんのちゃうかと。445立米、3,300立米でした。こんなん、普通、通りますか。説明だってそうですよ。新聞記者さんにはちゃんと説明するらしいですけども、我々ここへきてぼんとかこれ聞いて。聞く機会は何ぼでもありますよ、新聞見て。だけど、どんな説明してくれるんかなと思ったら、

こうなりました、結果だけですやん。一体誰が責任持つんですか、これ。こう変わりました、その報告で議案として出してきて、それで通ったらおかしいやろう。我々、町民の皆さんにばかにされますよ。これおまえら何見やるの。思いません、町長。これ一体誰が責任持つのか、何でこうなるのか、実際。説明してください。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 高野議員の質問にお答えします。

まず、この伐採工、量なんですけれども、まずこちらの資料としましては、現地に今生えている松また伐木の本数は確認しておりましたので、その情報を持って森林組合のほうへ見積もりを出させてもらいました。まずは幹の量によるところの枝の量については算出して、それぞれ320立米、64立米というふうに出したところです。また、根については、実際のところその算出については、ちょっと資料的には少なかったところが実際あったところでありましたが、その幹の量からの算出で、先ほど報告させていただきまして445立米というところになりました。この設計については、量の算出というのは通常そういう形で森林組合のほうへ見積もりを出して算出するというのが一般的なものでございまして、それによって我々もその金額を採用したところでございます。実際、445立米に対して3,000立米ということで、余りにもというところの感覚はあるかもわかりませんが、この工事の範疇として我々は捉まえている次第でございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 7番、高野議員。

○7番（高野正君） 7番。

こういうことも、こういうこともというか、課長、実際、設計に当たってはいろんな土が入ってくるんで、安息角見て大丈夫ですかとかその方面に目が行ってましたんで、根っこなんて思いもよりませんでしたよ。大体、うちの担当課で、防災企画課で、この木やったら根っこどれぐらい生えているやろうって、誰もわからんでしょう。産業建設課に聞いても、多分うちの職員の皆さんの中ではわかる人はないと思うんですよ。だから森林組合信用して設計にかけたと思うんですが、だから、町長、この森林組合に対して何も言われなかったんですか。おかしいやないですか。僕は別に担当課責めているわけじゃないんですよ。当然でしょう、中の者を。しかし、結果が違ったら、5,500千円要る予定が25,000千円要ってきたと。これおまえ、森林組合、これどうしてくれるねんって言いましたか、町長。こんなん、言って当たり前やないですか。そこを言っているんですよ。だから、責任誰が持つんですかって、町長。こんなの担当課に言うたら、担当課気の毒です。これ町長しか言う方おられないんですよ。森林組合、おまえとこ20,000千円ほど泣けよ、おまえとこが設計したんやないかと。当然ですよ。せめて、これが445立米だって、100立米ふえてというならまだわかるよ。5,500千円が、すまんよ、6,500千円になってしもて、補正組ませてよって、それはわかりますよ。これ見て。5,500千円が25,000千円。これどっかのたたき売りのバナナをボーナスで出たから

2千円のやつ10千円で買うたるわと言うてるのと一緒ですやん。町長、どう対応されたか、ご答弁ください。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 高野議員にお答えいたします。

町長どうしたんというような形のご質問であったかと思えますけれども、私自身は行動ということ言えば、正直に言えば何もしてございません。森林組合というように算出ということとさせていただいておるんですけれども、胸高直径の中で算出したんですけれども、やはり枝葉の量とか、そして高野議員もただいまおっしゃっていただきました根の関係が余りにも予定よりも大きかったというような形の中で、今回でございますが、この工事請負契約の変更ということで今回上程させていただいておるんですけれども、あくまでも、一番目に私、お話しさせていただいたとおり、私自身はそれについての行動というのは起こしていないというのが正直でございます。それと、森林組合のあれで言えば、甘かったのではなからうかというところもあるかと思うんですけれども、あくまでも胸高はあれですけれども、木の枝とか葉とか根っことか、その辺についてはなかなか算出が、また見込みがしづらかったということだと私自身は認識しておるような状況でございます。

○議長（鈴木基次君） 7番、高野議員。

○7番（高野正君） すみません。町長、胸張って私、何も行動してないと言うてもうたら困るんよ。これね、僕も賛成か反対かいうたら賛成しますよ。理由は1つだけです、早うやってほしいから。早う終わってほしいから手を挙げるだけの話でね。これ、町長、もう一遍お聞きしますよ。行動何も起こしてないんですよ、こんなに偉そうに言わんでもええやないですか。恥ずかしいと思ってくださいよ。そうでしょう、ねえ。本当は町長が出て行って、これ森林組合どうなってんのいうて文句の一つや二つ言うべきやのに、胸張って何も行動を起こしてないんですよ、それはいかななものかと思えますから、町長、もう一遍答弁ください。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 高野議員にお答えいたします。

決して私、今、胸張って高野議員にご答弁させていただいたというつもりはございません。そういった形で例えば見れたということであるならば、改めまして申しわけなく思っております。

本当、先ほど言ったとおり、行動に移していないということが現実、実情ということを私自身ここで改めて申したいと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） 副町長にちょっと教えていただきたいと申しますか、お聞きしたいんですけれども、うちの町に来られる直前まで県のほうで建設畑でずっとおられたということなんで、県の発注の工事で山削ったり、そこへ道路つくったりということで、当然の

ことながらこういう木の伐採というのが事業の中に当然、絡んでくる事案というのが数限りなくあったと思うんですよ。そういうときに、やっぱり通常、こういうふえ方というのは、そら幅はあるんでしょうけれども、こんなもの、我々の業界から言わしたら想定範囲内やでというのであれば別に、多分そうなんじゃないのかなという気もするんですけれども、そこら辺ちょっと副町長の感覚として、これ幾ら何でもちょっとふえ過ぎやぞとか、県でもこんなないでとかいうあれなんか、いやいや、そうじゃないんやよ、これはあくまでも想定範囲内やと、それぐらい、こういう木のボリュームを事前に捉えるのは非常に難しいんやということなのかどうなのか、その辺ちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（鈴木基次君） 副町長。

○副町長（笠野和男君） 確かに今回みたいなこういう木の伐採というのは、なかなか数量の予測というのは難しいということです。この町の手続としては、森林組合にもちゃんと一応専門家の、その森林組合の人たちはほかの松林でも伐採の作業なんかされているということで、そういう人にも一応聞いたということで、最初としてはそういうことをやることしか方法がないかというふうに思います。

いずれにしても、現地にもともとなかったものにお金を払うわけではないんで、もともと確実にこのものは現地にあったわけで、このことについては多分処分場へ持って行って、その量についても処分場では確実に確認していますので、一般土木の工事としては、やっぱりちゃんとあったものについてはそれは精算するというのが原則で我々ももともと県の工事でやってきていましたんで、そういうことでは、別にないものにお金を払ったわけではないんで、もともとあったものにちゃんとしたお金を払うということなんで、適切ではないですかと思います。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） どうも私、先ほどから高野議員の話も聞きながら理解できないんですけれどもね。

まず、我々議会で詳細説明、副町長から受けたのは、自治法第96条何の1項により云々と、これだけふえただけでしたよね。新聞社には、これこれしかじかこういうことがあったんでと、我々よりも早く伝えているわけですよ。僕は明らかに議会軽視だと思うんです。これだけ大きなことがあるんだったら、人間って間違えるということはあるんですよ。全員協議会開いて、これこれしかじかこうだったんでという話、なぜ前もって打たないんですか、基本的に。うちの執行部が、議会ってその程度で了解してくれる、私の目から見たら議会軽視やけれども、執行部のほうから見たら議会ってこんなもんやというんだったら、もうそれで仕方ありませんけれどもね。

それと、課長のお話を聞いていたら、森林組合の方が胸高高——大概、木というのは胸の高さではかるという話を聞いたことがあるんで、私は素人なんで。しかし、根とか枝が思ったより大きい、たくさんあったんでと町長言うておられました。多分、森林組合の方

が判断されたんは、要するに資材として使う木の立米数をはじき出したんで、根っことか枝は入ってなかったんかなというような、そう勘違いしたんでこんな数字出てきたんかなと認識していたんですけれども、副町長の話聞いたら、いや、あることですからと。あるんだったら、森林組合、大きな見間違いというのがまずありますよね。

そこで、工事請負契約というのは、これこれしかじか、工事をこうしてくださいと普通出すんでしょう。それで、2億25,000千円、約2億余りのお金で浅川組が落としたんでしょう。そのときに材木の設計も入ってあったんでしょう。それがふえましたから追加料金下さい、そういうのは通るんですか、普通は。簡単に課長が言いましたよね、工事の範疇と。今まで聞いたら、業者安う請け負って泣くというようなことは何度も聞きましたけれども、こういうものはぎょうさんあったさかい変えてくれるって、契約ってそんな契約なんですか。

それと、高野議員も疑問に思ったけど聞くの忘れたんやろうけれども、住宅側に3mの高さの防じんをしたと。このことを聞く余裕もなかったんでしょうけれども。これも、それなら何で最初から設計に入れなかったんですか。こういう疑問幾つも湧いてくるんですよ。

こういう大きいことがあったら、議会に新聞よりも早くというたら、おまえ新聞に絶対漏らしたらあかんとは言うつもりはないけれども、本会議で、これこれしかじかこういう瑕疵があって、執行部側に。それで今これだけの工事金額の増額をお願いするものですよという瑕疵を認めるような発言があるんならわかりますよ。何もなかって、工事の範疇です、だから法律に沿って認めてくださいと。気持ちとしては、高野議員がおっしゃるように議員全員そうだと思います。順調に工事進むことを願っているんで、反対するという事は非常にしにくい話なんですけれども、もう少し執行部、議会軽視ということも含めて、その対応の仕方について、細かい部分についてもご答弁願いたいですけれども、そこら辺について、一番、どう考えているんかお伺いいたします。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） まず、私から柵の設置の件についてお答えします。

この設置については、当初は設計には入っていませんでした。ただ、現場が稼働しまして、また近隣との、主に近隣の住民の方と情報は逐一入手しているところです。そんな中で、ちょっとほこりが入ってきたりという苦情的な話が出てまいりました。そういうことから、現場の対応としまして柵の設置をした次第であります。

また、枝と根の件につきましては、これは先ほどの445立米には含まれておりまして、当初から設計に入っていたところです。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

先ほどですけれども、田淵議員のほうから議会軽視と違うんかというような形のご質問

がありましたけれども、田渕議員、決して私ども執行部なんですけれども、そういった議会軽視というふうな形で思ったことは全くございません。いろんな形の中で、先ほどご質問の中で新聞へ、その前に私どものほうにもっと懇切丁寧にといった形のご質問であったかと思うんですけれども、決して新聞のほうに微々細々というんですか、そういった形でこちらのほうから新聞紙面等々に言ったつもりもございませんし、また議会のほうに関しましても、何遍も繰り返しにしろかと思うんですけれども、議会軽視というような気持ちは全くございません。その辺につきまして、ただ、こういった形で出て、きちっとした伐木除根量等といった形の中でちょっとご説明の中での不手際はるかと思うんですけれども、それにつきましてはご理解いただきたいのと、このように思います。

本当、軽視ということは、今後もそうなんですけれども、そういったつもりはございませんし、また今後もそうですけれども、議会の皆様とともにというような形の中で私自身も歩んでまいりたいと、このように思っております。

○議長（鈴木基次君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 今、町長、議会軽視のつもりはないと。あつたら困るんですけれどもね。

じゃ、伺いますけれども、この程度の出来事はこの議場で説明すればもうそれでよいと。先ほど高野議員が一番最初に言われた、誰でも疑問に思っていたんですよ。あれっ、これちょっとなやなというたとき、詳細説明の仕方が問題やと僕思いますよと、ある議員に答えたんです。私、普通こういうことがあつたら、事前に全員協議会で説明させていただきますというのを議長に申し入れるべきです。また、議長も、新聞で報道されているのに、そこら辺何も執行部に申し込まんの、これも問題あると思いますけれどもね。まあそれはおいといて。

このぐらいのことが起きたら、やっぱりちょっと説明する場を持っていただきたい。説明させてもらう場を持っていただきたい。それがあって初めて議会軽視やない。気持ちは議会軽視やないというのは理解しましょう、そんなに町長は悪人だと私は思っておりませんから。でも、対応というのは非常にまずいのではないんですか。以前だったらこういう場合は必ず説明があつたように思うんです。議会側にも住民に対して開かれた議会、どういう活動をしているのかということを開示することが求められているように、執行部のほうにもいろんなトラブルなりいろんな行政内容というのを住民にもまた議会にも公開する必要があるんです。ただ、これだけのことがあつたのが、一番最初に高野議員が言うたように、粉じんの防護柵が幾ら、何も幾ら、内訳も言わんと、何が何立米も言わんと、条例のうち何条にありましたんで、詳細説明、副町長が説明したんそれだけです。ということは、悪人だとは思いませんけれども、余りにも、世間でいうたら雑い説明じゃないんですか。一番そのところ。結局そういうことが大きなまずい結果を生むことにもなると思います。それが一番、私の気持ち。

それで、さっきの課長のお話の中で、この445立米の中に枝も根っこも入ってしまし

たと。入っていたら、僕、問われたらわかりません、全く。課長も多分一緒だと思います。でも、森林組合、余りにもいいかげんじゃないですか、これ。ほとんど10倍に近いと言うたらオーバーかしらんけれども、445立米が3,000立米でしょう。余りにも違いがあり過ぎませんか。森林組合の方はどんなに言うておられるんですか。

そこでちょっと突っ込んで質問したいんですけども、森林組合に見積もりを出すときに、見積もり料やないけれども、お金は払っているんですか、払っていないんですか。ただ善意で見積もりしてもうたんですか。

以上。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は10時20分からとします。

午前十時一〇分休憩

———・———

午前十時二〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 田渕議員の質問にありました森林組合への見積もりの費用についてですが、これについては費用は支払っておりません。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 一言、議会軽視じゃないということは町長おっしゃるし、そのところはまあ百歩譲って、町長は悪人やないと信じているんで、するとしてもね、対応の仕方がまずいんじゃないかということを答弁してほしいんです。この程度のことは、わかった時点で全員協議会持ってください。この程度だったらやっぱりそれはやるべきだと思いませんか。そのことを一番言いたいんです。誰でも間違いはあるんで。

ところで、これ見積もりが間違っていたということ、いつわかったんですか。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 間違っているといえますか、この伐採については7月に入ってから工事が始まりました。8月中にということでの工期でありました。実際、伐採しまして、また処分場への運び出しをしておるところで、その作業中に量が当初よりも多いということについては7月末ぐらいには把握しておったところです。ただ、この工事につきまして、最終的には9月末まで根の処分がかかっておりますので、時系列についてはそういった次第です。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田渕議員にお答えいたします。

前段で田渕議員、議会軽視、それは町長のそこまでという形の中でお話もあったかと思えますけれども、本当いろんな形でお話も、こちらのほうからご答弁もさせていただき、

また議員のほうからもお尋ねというんかご質問もいただく中で言えば、やはり少しこちらのほうは丁寧な対応が欠けておったのではなかろうかなと、このように思います。それと、その辺につきましては、今後なんですけれども、田渕議員初め、できるだけ、それこそいろんな形の中でご相談というんですか、全協というんですか、説明をしていきたいなど、このように思っています。

それと、田渕議員、先ほど、新聞のほうですけれども、言ってから云々という話もあったかと思うんですけれども、決してそういったつもりもございませんし、新聞紙上等々にもご説明をさせていただくことは決して議会議員のほうにご説明するよりも深くとか細かくとか、そういった形でしたつもりもございませんということもご理解賜りたいなど、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 7月の時点で、築き始める前に木を切るんで、多分早い時期にわかかっておったんだろうなとは思っていましたが、根っこの処分が9月いっぱいかかったんで、そこまでかかりましたんでと申しますけれども、普通から考えたら、9月議会があったんですよね、その中で報告なりするべきじゃないんですか。7月、8月時点ではもう確実にオーバーすることがわかっていた。それを12月の議会に設計変更で金額変えます。その中に何の説明もなかったとって、これとこれが要りましたんでこう変更します、そういう詳細説明で。それで、新聞より先、新聞にしたというのを言うてるんじゃないんですよ。私の考え方というのはもうご存じだと思うんですけれども、住民にわかるように新聞社が報道してくれるんだったら、なるべく細かく報道してもらったらいんです。同じように議会にも対応したらいいんです。昔の議員は、議会に言わんと新聞に先言うたって、それを怒った議員も何度も見てきましたけれども、私はそんなことは申しません。なるべく住民に知ってもらうために新聞社に言ったらいと思います。しかし、同じように議会も扱ってくださいよ。正確な話言うたら、何も一言もなかったら、議員というのは新聞で知るよりほかないんですよね。新聞、もしかしたらとってないかもわからん。そうしたら、この議案書見て、内容は副町長の詳細説明を聞いて初めておぼろげながらこんなことあったんがわかるんです。正式なルートはそこなんですからね。そう考えたら、8月の時点でわかっていたという状態を今まで置いておくということは非常に、課長の8月の時点でわかっているというのを聞いたら余計に、ちっと対応あんたらおかしいかいということをもう一回言いたい。

それと、森林組合に、高野議員が対応どうしたんですということ言うてた。ただで。いわゆる僕も素人です。課長も多分素人だと思います。だから森林組合にアドバイスをいただいたんでしょう。森林組合責められないじゃないですか。そんな、アドバイスいうたって、森林組合ら、たまったもんやないですよ。幾らで請け負ってなにするというんなら、そらわかりますけれども、お金ももらってない、アドバイスいただいたというたら、余計にそれは課長の対応の責任じゃないんですか。

それと、さっき言われたフェンスの話です。今どき土木工事って、家のはたとか、また側壁とか、みんなこの防じんネットって張りますよね。家の新築するときでも張りますよね。苦情が出てきたから張る。天下の浅川組。普通、こういうところはこういうものにごく厳しいところでしょう。それが大丈夫と判断して、後で苦情出てきたから。それが課長さっきおっしゃったように工事の範疇だと、こういうことって、疑問を感じます。最初は防じんネットなかったかと思っていたんですか。それが住民から苦情来たから防じんネットを対応したんですか。そこのところちょっと、事の起こりというんか、そのところをご説明お願いします。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 防護柵の件についてお答えします。

我々の考えとしては、当初は必要でなかったという認識でおりました。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 6番、谷議員。

○6番（谷重幸君） 今の田淵議員のちょっと続きみたいなような話になるかもわかりませんが、この契約変更の時期というか、私、具体的にこの時期に出さなあかんとか、そんな決まりあるんかどうかというのちょっと知りませんが、まあイメージするんですけれども、何か行動というか何かするための契約変更ですよ、基本的には。私、勝手に思っているだけかもしれませんが、それが、二千何万ふえました、支払いもようよう終わっているのかどうか知りませんが、全て終わりました、それで議会、承認事項の契約変更を認めてください。何かイメージがまるっきり逆転しているのかな。当然、最終的な量がわからなかったとかそういうものも理解はするんですけれども、基本的に何かをするために変更するわけであって、何か全て終わってから契約変更ですと言われるのはちょっと納得しにくいところがあるんですが、そのあたり感覚的にはいかがでしょう。

○議長（鈴木基次君） 副町長。

○副町長（笠野和男君） 一般的に契約変更は、確かに谷議員言われるとおり、これからやろうというふうな形でやることもあります。こういったことの予測がついていなかった数量、しかも現地にこれがあったというものの精算と、数字の精算といったことについては、やっぱり確定した段階でその部分についてやっていくというのが普通、土木の契約とかでやっているやり方なんで、今回、確かに金額大きいですが、やり方としてはこういうやり方をせざるを得ないというふうに思います。

○議長（鈴木基次君） 2番、繁田議員。

○2番（繁田拓治君） いろいろ今、意見を聞いていまして、皆ほとんど言われてしまったんですけれども。こういう工事契約の変更とか、内容の変更とか金額の変更とか、今までいろんなことがあったと思うんですけれども、金額が大きいか少ないかとかね。こういう築山の場合はできるだけ僕らも、今、高野議員が言われたけれども、早くやってほしいん

ですよ。そういうことを願っておるんですけども、今聞いていますと、この契約をしておる段階で、もしそういう見えない部分のものがプラスとして出てきたというときには、やっぱり町がそれまた契約変更して支払わなくてはいけないものなんですか。もしそれいけないものであるならば、もしそれが、見えない部分が少なかったら業者のもうけですわね。そういうときには返還あるとか、そういうふうな契約、内容的なこと私はわかりませんけれどもね、ここでは谷口議員が一番わかっていると思うんですけども、そこら辺の兼ね合いはどうですか。

○議長（鈴木基次君） 副町長。

○副町長（笠野和男君） 私が今まで土木の契約の変更とか設計とかやった経験上いきますと、やはり現地にあったものの量によって精算するというところでやってきております。もちろん、繁田議員が先ほど後半で言われた量が減った場合についても、当然その分は減らすという契約になります。現地になかったんですから、その分については精算するというのをやりますので、今回たまたまふえたほうになっていますけれども、減ったほうについてもそれは当然精算するというところでやっております。

○議長（鈴木基次君） 2番、繁田議員。

○2番（繁田拓治君） そういったことについては、契約内容で大体大方の主な、こんな大きな工事ですとそういう契約内容にはそんなん入っておるんですかね。例えば水道工事をした。これ大体、土地掘って何やかしていた。ところが、何か配管とかし始めたときに水が湧いてきたとか、それを取り除くこんなような附帯工事の場合は払うとか、そういうふうなことはあるんですかね。いつも、たびたびこういう契約の変更なんかで今まで出てきておりますけれども、僕らはできるだけ賛成をしていきたいんですよ。いきたいんですけども、今言われたそういう遅かったんやないかとか、いろいろ出ておりましたけれども、そんな細かい内容というのはあるんですかね。難しい質問かわからんけれども。

○議長（鈴木基次君） 副町長。

○副町長（笠野和男君） あくまでも契約したときに数量とかを示した上で契約していますので、その数量が実際違うと、変わってくるということについては、変更は当然あり得るというふうに思います。やり方によって違うとかという話になるとまた別ですけども、少なくとも数量については当初この数量でということと契約していますので、それについての増減の精算というのは当然行うべきだと思います。

○議長（鈴木基次君） 6番、谷議員。

○6番（谷重幸君） ちょっと私の先ほどの質問の続きみたいな格好になりますけれども、確定して変更するというようなやり方もあると。その反面、多分この7月、切り始めてからもう言うてる間にいやもう数字超えてしまうでとなったと思うんです。400どころか、こんなもんえらいことになるぞとなったはずなんです。当然、多分考えられたと思うんですけども、あとどれぐらい出るんやろうと考えるのが普通ですよ。先ほど僕言うた理論からすると、そのときに大体あとどれぐらいあるかというところを大体の目星つけて、

額的にもわかっているんですから、その段階で契約変更という手続を進めるべきではないのかなとちょっと改めて思うんですけれども、その考えというのはなかったですか。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 谷議員の質問にお答えします。

増大していっているという状況は認識はしておりましたが、幹、枝葉、それと最終に根の処分という流れの中で、一番最後に残ったのがやはり根っこの部分であります。先ほどの答弁でもさせていただいたんで繰り返しになるんですけれども、やはり変更のタイミングというのは、この伐採工事である最終の根の処理が終わってから以降に変更の処理をするという考えに至った次第です。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 6番、谷議員。

○6番（谷重幸君） 当然、切るもん切らな進まん。とるもんたらなできん。切ったらええと思うんです。とったらええと思うんです。ただ、予算60,000千円、70,000千円余っているからこれ後でどうにでもなるよとか、その世界だけで進められても、ちょっとひっかかるというか。上手にやってもうたらええと思うんです。残っているようなもので上手にいろんな条件合わせて組み合わせしてもうても、別に僕、多少のところは構わないのかなという考えも持っていますけれどもね。私は、7月とか8月、あるいは9月議会でも遅かったのかなと今改めて考えて思いますけれども、そのあたりで手を打つべきであったのかなと、改めてここでちょっと指摘だけさせていただきます。

○議長（鈴木基次君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 田淵議員の柵のことに関連しての質問というかあれですけども、防災企画課長は苦情が出たからやっとな、最初からはそんなものは考えてなかったというお答えでございましたが、私もいろいろあの近くの人に苦情を聞きました。そしてその人たちは、せっかくの避難場所ができるんやから辛抱せなあかんねやけれども、そやけどやっぱり大変やと、いろいろ聞きました。だから、そういうことが出てくるのは当然だと思いますので、苦情が出たからやっとなというような課長の答弁を聞きまして、ちょっとそういう、私が苦情を聞きましたので、そういう人に対してもこの答えはちょっと言えんかなと思ったんですけれども、これは当然、あんなに近くに民家があるわけですから、ほりやら何やらがするというのはもう予想がつくことですね。だから、それはやっぱりそういう大きな工事、小さな工事でも今は田淵さんが言われたみたいに防護柵というか飛散しないような措置をとりますので、こういうことが、後で苦情が来たからしたんやというようなことを言われんようにしてほしいなというように思います。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 今回踏まえまして、認識を改めたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 3番、碓井議員。

○3番（碓井啓介君） 僕ちょっと最初のほうに戻るんですけども、445から3,000というのは、ほんまにどう考えても、おまけにこの445の中に根っこも入っていたというふうになったら、ちょっと想像してみてくださいよ。木生えてあって、上あって、下に根っこあって、そこの部分だけで2,500もふえているんですよ。見えなかった分で2,500以上ふえているんです。こんなんって普通考えられますか。ということは、この当初の445というのが、これが結構ええかげんやったん違うかなというふうに思うんですけども。

僕、1つ伺いたいのが、その前に、そこの庁舎の増築工事で雑木、松の木、これ伐採していますよね。このときに何本切ってどれだけの立米数あったか、どれだけの根っこがあったか、これ担当が違うんで、横のつながりがないから、横のつながりとかがあるとかないかと違って、その辺を参考にするとかそういうのはできなかったんかなと。ちょっと話は違いますが、もう昔の話です。昔の話ですけども、僕、行政のほうは、執行側のはよくわからんのですけれども、もうずっと昔に、消防団で消火栓がいろいろふえてきたと、でも防災のほうはわからんと。ここに消火栓できてるで消火栓ボックス置いてよと消防団から上げていかんとわからんと。水道課はつけてくれるやけれども、ここへ消火栓つけましたよと総務のほうへ言うてきてくれんからわからんねんというような話言われて、消防団でどこに消火栓あるか、それを一々総務の方に言ってというのをやったことがあります。それはもう20年とか前の話ですから今の課長連中の方には全然関係ない話なんですけれども、もうちょっと横のつながりというか、風通しようして、その辺も情報を共有してこういう大きな間違いの出やんように。もう445から3,000なんかかって、これちょっとほんま信じらへんですわ。根っこというのは枝葉の分と同じだけあるとよういわれるんですよ。針葉樹は枝葉が少ない、根っこも少ない。広葉樹は枝葉が多い、根っこも多い、同じだけの量やとよういわれるんですけども。これで7倍というのはちょっとわからんので、この辺、情報の共有というのはできんかったんか、そういう考えはなかったんか、ちょっとお願いできますか。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） ただいまご指摘のありました情報の共有という部分でございます。

庁舎増築のほうの担当は総務のほうになっているわけですけども、例えば庁舎の駐車場、保安林解除いただきまして、今ちょうど同じ時期に伐採をしたわけですが。松の木10本のうち2本を伐採、それと大きなクスノキが、ちょっと今手元に資料ないんですけども、四、五本あったかと思えます。特にクスノキにつきましては、外から見てただけでは本当にわからない大きな根が出てきて、重機で引っ張ったりするんですが、重機のキャタピラーが逆に浮き上がってしまうぐらい頑丈な根っこの状態。何と大きな根が入ってたもんやなという話を役場の2階庁舎から見ながら思っていた次第です。

そういう経験を共有できなかったのかという部分でございますけれども、ちょうど伐採

入ったタイミングというのがほぼ1週間も変わらんぐらい、庁舎も高台も同じ時期だったかと思います。そのタイミングでいうと庁舎も同じタイミングでかかっている、そのころにはもう高台も既にさっき言われた数値での設計に基づいて伐採が始まっていますので、クスノキ大きな根っこがあるぞというぐらいの話は共有できたとしても、なかなかそれで単価がどれぐらいになるよというふうな情報まで高台のほうの工事と共有できていなかったという部分はあったと思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 3番、碓井議員。

○3番（碓井啓介君） 今のご答弁お伺いして、時期がそう離れていなかったということで、もちろんそれはそうやと思います。ただ、離れていなかったにしても、その庁舎の件がわかったら、そこがうまく共有できてあったら、9月の時点で、あんたどここんなになってあるけれども、うちこれだけ大きかったんやと、何倍にもなりますよと、そういう話が9月の時点で出て、そしたら9月の議会でというふうなことになってくるかもわからん。その当初の設計の段階やなしに、途中で、もちろん谷議員のおっしゃったように9月にできたんやないかというふうに思うんですけども、そういう変更があるんなら変更があるで極力早くしようというふうな気持ちではなかったということですよね。もう遅いわというだけの話やったということですよね。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 碓井議員の質問にお答えします。

状況は把握しておりましたけれども、最終的な数量の報告といいますか、それはちょっとできかねるところではありましたので、9月の議会でのこの変更については至らなかったところがございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） ちょっと参考までに、今ちょうど庁舎北側云々というのも出ていたんでお聞きしたいんですけども、庁舎北側のあの駐車場の伐採、面積にして何平米、その設計の数量でいいですわ、後の精算はあれとして、何立米ぐらいを計上、設計でされていたのか、ちょっと教えていただきたいなど。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は11時とします。

午前十時四十九分休憩

—————・—————

午前十一時〇〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 庁舎増築に係る駐車場の拡張工事の部分についてでございます。

保安林解除の面積が約2,300平米ありまして、そのうち駐車場に充てる部分として1,673平米ということになってございます。自然公園を解除してもらうのに申請している書類の中では、伐採する支障木、木の数ですけれども、ヤマモモが25本、クスノキが6本、松の木が2本、桜が11本、カゴノキが1本というふうなことになってございます。それで、そこに係る伐採費用の見積もりですけれども、伐採除根作業が必要な部分ということで1,429平米、樹木の運搬処分量としては429立米を庁舎の場合は見込んでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） 物すごく嫌な数字、聞いちゃったような気がするんですけども、役場庁舎の北側で、設計で処分費が429立米、松原高台避難場所のほうの処分費が、設計の数量が445。ちょっともう町長、謝りましょうや、もう素直に。もうそれがええと思います。僕もこれ以上聞きません。一言それで、もうそうしたらどうですか。でないと、やっぱり早いことしてほしいですから。どうです。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 今、谷口議員のほうからもございました。私のほうから少しご答弁させていただきたいなと思います。

いろんな議員さんのほうからいろんなご質問を頂戴いたしました。私といたしましては、本当、議員各位でございまして、やはり配慮が足らなかったのではなかろうかなと思ってございます。先ほども除根量のこともございましたが、本当にこういった事案につきましてはできるだけ早く議員のほうにご報告というんですか、例えば、先ほども田渕議員のほうからですが、全協等々もあるやないかというふうな形のお話もございました。そういった形の場で、できるだけ早くご報告してまいりたいなと、このように思っております。改めてでございますが、配慮に関しましては本当に足らなかったということでございます。重ねておわび申し上げたいなと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第7号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第4号）につきまして細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ54,128千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を40億34,403千円とするものでございます。

最初に、全体的なものとして、各費目に給料、職員手当等共済費、退職手当負担金の追加がございます。この追加は、給与条例の改正のところでお認めいただいた人事院勧告による増加分、勤務評定の結果による増加分等が主な原因でございます。

では、まず歳入からご説明申し上げます。

6ページ、地方交付税8,282千円は、補正財源の調整による増額でございます。

分担金及び負担金、分担金、農林水産業費分担金、農業費分担金3,322千円は、歳出のところでご説明いたしますが、今回、農業関係の事業として上田井地区の水路改良事業、田井畑地区の水路改良事業、吉原水利組合のかんがい排水揚水ポンプ更新の3つの事業を追加して実施することから、受益者等からの分担金を計上するものでございます。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金160千円の減額は、国民健康保険保険基盤安定負担金が確定したことによるものでございます。

下段の国庫補助金、総務費国庫補助金、臨時福祉給付金補助金（経済対策分）31,242千円の追加は、さきの国の第2次補正予算で成立した経済対策のうち、現在交付している臨時福祉給付金3千円の支給対象となっている方と同じ方に申請に基づき15千円を支給するものでございます。支給の要件は、昨年の住民税非課税の方のうち課税者に扶養されていない方で、約1,800人が対象となります。

衛生費国庫補助金、清掃費補助金27千円の減額は、浄化槽設置整備事業費補助金の確定によるものでございます。

8ページの県支出金、県負担金、民生費県負担金910千円の減額は、国民健康保険保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

県補助金、衛生費県補助金、清掃費補助金27千円の減額は、浄化槽設置整備事業費補助金の確定によるものでございます。

農林水産業費県補助金、農業費補助金7,113千円の追加は、分担金のところにもあった3つの事業のうち、上田井地区の水路改良事業、田井畑地区の水路改良事業に係る補助金と、本年度は有害鳥獣による被害が急増しているため、農作物鳥獣害防止総合対策事業補助金199千円、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金344千円を今回するものでございます。水産業費補助金2,700千円の追加は、三尾漁港から以西の漁港海岸保全区域内の漂着物回収処理事業に係る補助金でございます。

消防費県補助金、消防費補助金の475千円は、和歌山病院の新しい病棟2棟を津波避難ビルに指定するべく協定を締結する方向で進めており、感震解錠キーボックスを設置する予定ですので、これに対する補助金でございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金174千円の追加は、財政調整基金の利息の増額が見込めるための追加でございます。

諸収入、雑入、雑入の1,944千円の追加は、農地関係の事業のうち吉原水利組合のかがい排水揚水ポンプの更新事業につきましては、一旦、町から和歌山県土地改良事業団体連合会へ拠出金として支出し、これに国庫補助金分と県補助金分を足して歳入として受け入れる流れとなりますので、これを雑入に計上するものでございます。

以上が歳入の状況でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

10ページ、議会費158千円の追加は、人事院勧告と勤務評定によるものでございます。

総務費、総務管理費、一般管理費3,794千円の追加は、人事院勧告と勤務評定による追加とは別に、超過勤務手当の追加、旅費の追加、交際費の追加を計上してございます。特に、海岸整備や河川改修など大規模事業を進めるには国へのアプローチは不可欠であるという認識から、地元選出代議士を通じて関係機関に対する陳情活動など上京の機会が多く、その他の要因も重なって、旅費、交際費の予算に不足が生じる見込みとなったものでございます。

財政調整基金費の積立金174千円の追加は、利息の追加分の積立金でございます。

下段の臨時福祉給付金費（経済対策分）31,242千円は、歳入でも申しあげましたように、国の補正予算による経済対策として現在支給している臨時福祉給付金補助金3千円の対象者と同じ方に15千円を支給する補助金としてと事務費でございます。

12ページの徴税费、戸籍住民基本台帳費はいずれも人件費の補正でございますが、徴税费の賦課徴収費921千円の減額は、平成30年度の固定資産税評価替えに向けて、航空写真撮影をこれまでの1市4町の共同での実施から2市8町で共同実施したことにより事業費が下がったものでございます。

14ページ、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費717千円の減額は、国民健康保険保険基盤安定負担金が確定したことに伴う繰出金の減額と、人事院勧告と勤務評定による人件費の増額でございます。

以下、国民年金費、老人福祉費、地域包括支援センター運営費の増額は、それぞれ人事院勧告と勤務評定による追加でございますが、老人福祉費の繰出金1,541千円の追加は、それぞれの会計での人件費の追加と介護保険でのシステム改修に係る繰り出しでございます。

16ページの民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、報償費400千円の増額は、年度内に3人目の出生予定者がふえたため増額するものでございます。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費465千円の追加は、人事院勧告と勤務評定によるもの。

環境衛生費854千円の減額は、住宅用太陽光発電設備に対する補助金の申し込みを締

め切ったところ、予定額が予算より少ないため減額するものでございます。

清掃費、し尿処理費、負担金補助及び交付金366千円の減額については、浄化槽設置整備事業費の事業量減少によるものでございます。

18ページの農林水産業費、農業費、農業委員会費200千円の追加は、人事院勧告と勤務評定によるもの。

農業総務費853千円の追加は、人事院勧告と勤務評定及び有害鳥獣捕獲支援事業として猟友会への助成の追加658千円でございます。

農地費の14,846千円の追加は、歳入でも申し上げましたが、工事請負費で上田井の水路改良工事で10,000千円の追加、田井畑の水路改良工事で1,900千円を追加して実施します。また、吉原水利組合のかんがい揚水ポンプの更新工事を2,160千円で実施します。また、負担金補助及び交付金では、若野頭首工改良事業に対する負担金の追加590千円と和歌山県土地改良事業団体連合会への負担金の追加がございませぬ。農業集落排水事業特別会計への繰り出しの減は、機能調整工事の減額によるものでございませぬ。

下段の水産業費、水産業振興費は、人事院勧告と勤務評定による追加。

20ページに移って、漁港建設費3,000千円の追加は、三尾漁港海岸保全区域内の漂着物回収処理事業でございませぬ。

20ページ中段の土木費、土木管理費、土木総務費、下段の道路橋梁費、道路新設改良費は、それぞれ人事院勧告と勤務評定によるものでございませぬ。

22ページの都市計画費、下水道費の公共下水道事業会計への繰出金の減額は、入札等で事業費が下がったこと等によるものでございませぬ。

消防費、災害対策費950千円の増加は、県の補助金を活用して和歌山病院の新しい病棟に感震解錠キーボックスを設置するものでございませぬ。

以下、教育費、教育総務費の事務局費、ひまわり子ども園費、24ページの社会教育費、いずれも今回の人事院勧告と勤務評定に伴う人件費の追加でございませぬ。

以上で歳出の補正についてご説明申し上げましたが、添付資料といたしまして給与費明細書を添付しておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は午後1時30分からとします。

午前十一時十八分休憩

—————・—————

午後一時三〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

これから議案第7号 一般会計予算についての質疑を行います。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） ちょっと趣旨が違ふんでお許しください。大切なことなんでお伺

いしたいし、ここに地方交付税もあるし、消防費もあるんで、関連して質問させてもらうということでご理解いただきたいと思います。ちょっとずれた質問で。

何を言いたいかと申しますと、美浜町の消防費の基準財政需要額というのが平成27年度に比較しまして7,989千円、地方交付税のこの算定の中から下がっておりますよね。これ何が言いたいかという、私、広域消防のほうへ行かせてもらいますし、町長と同じように、また消防事務組合に行きます。来年の予算の計上を組む中で、結局、我々が地方交付税としてもらう消防費の基準財政需要額が実際これだけ下がっていると、人口が減るんで。一人頭11,300円ぐらい下がるらしいですよ、人口が国勢調査で下がったら。ところが、この広域消防の予算規模というのは、昨年度よりも、また今年度よりも来年度はまた上がるような方向ですよ。こういう形なんです。

ある財政の研修へ行ったときに、講師の先生が、あなたの町の水道代、近々上がりますよね。また公共料金、いわゆる下水道も上がりますよね。その聞かれた人はきょんとしていた。というのは、あなたの町の人口はふえていますか、減っていますか。減っています。減ったら、いつか水道代も、公共料金やないけれども、公共下水道料金も上がってきますよねと。我々、結局これ個人的に話をしても、町長のお考えは聞けるんですけども、やっぱりみんなの議員の人もそういうこと自覚を持ってほしいし、ここにお集まりの課長さん方にもそういう感覚を持ってほしいんで、ちょっと無理してここで町長の考えを聞かせてもらいたいんですけどもね。

やっぱり人口が減る傾向にあったら、どこでもしんどなってくると。この形というのは、ここだけじゃなしに相似形、どこでも起きてくると思うんです、下水でも、水道でも。今、補正予算の中で地方交付税があり、消防費があるんで、それに関連して質問させてもらうんで、このことだけで質問させてもらいますけれども、これから将来そんな形がどこでも出てくると。

町長、どんどん我々が地方交付税に頼るのもいかんのですけれども、財源がないんで、どうしても三割自治やないけど、それを期待して運営してきますよね。でも、こういう特別会計なり、よそとやっているところはこうして上がってくると。町長、どっかでやっぱり我々歯どめかけていかなんだら、もう広域消防というのは——そらわかるんですよ。いろんな災害があり、ドクターヘリも昔はなかったけれども、ある。高速道路ができれば、そのお金も要ってくる。理屈はようわかるんです。でも、その理屈だけでいったら、どんどん大きくなってしまっただけで苦しなってきますよね、ここの町そのものが。

それで、町長、本当はね、減ったときに、広域のときに私質問して、このことやろうなと思っていました。でも、その場でいきなり聞くのは失礼なんでね。あんまりちょっと刺激が強過ぎると思ったんでね。一遍、町長はこういうことについてどう考えているかと。どんどん減ってくるのに、こっちだけが片っ方、野放しに大きくなっていく。こちらどっかで歯どめかけないかん。そのことに対して町長はどんなに考えておられるのか、ご意見というんか、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田渕議員のご質問にお答えいたします。

今、田渕議員は広域消防というような形で、一例ということでご質問あったかと思いませんけれども、こういった一組の関係もそうなんですけれども、まずもって議員おっしゃるとおりだと私も認識してございます。というのが、やはり交付税等々もそうなんですけれども、人口が減ってきているということでは、本当に全国でいえば、美浜だけではないんですけれども、多くの市町村ですけれども、同じように厳しい状況かと思えます。そういった形の中で、多くの自治体もそうなんですけれども、いろんな形で検討を加えながら現在も進んでおるような状況でございます。美浜町も当然そうでございます。そういった形の中で、例えば、一組もそうなんですけれども、いろんな形で組合も努力はしているということは私も見受けられるんですけれども、やはり公というような形の中で、いろんな形でまだまだ精査するところもあるのではないかなというような、漠然な言い方なんですけれども、そういったところも私自身考えるところもでございます。

そういった形につきましましたらば、なかなかそういった議会では私自身発言という機会は余りないんです。していないんですけれども、また改めて、例えば、ペケペケ長とかそういった形を呼んで、これについてどうなっているんやということで説明を受けたり、そんな形もしているような状況でございます。前段で私自身ご答弁させていただいたとおり、人口が減ってくるということでは、田渕議員おっしゃるとおり、いろんな形で危惧していく、また心配していくということは当然のことだと思いますし、今後もそうなんですけれども、一組も初め、いろんな形でその辺についても、予算等々もそうなんですけれども、精査してまいりたいなど、このように思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 基本的に町長がご答弁くださったんで結構でございます。

それにつけ加えてなんですけれども、これは先ほど言いましたように、水道会計にしても、公共下水道なり農業集落排水でも同じ形が今後考えられるということも頭の中に入れておいてほしいということと、それと、昔、塩爺とかいう人がいてたときに、本家ではおかゆすすっているのに離れではすき焼きのにおいがする。どうも、この中の議員の人でも、一部事務組合へ行ったら、何かここしか自分の町よりも結構欲しいようにやっているのかなって、好き勝手にやっているのかなという思いが、きちんと質問の形によろせんでも、そう感じるわけなんです。

以前、部長をされていた土井さんという方おられました。あの方と個人的に会うたときに言うてたんですけれども、我々役場の職員からしてみたら、一部事務組合から負担金これだけ要りますよ。もう天からの声やって。わしとこ出さんとか、まけえは言えんって。そこら辺のどこ、我々議員も、どんどん人口が減ってくる中では一部事務組合というものに対して厳しく言う姿勢で臨んでいかないかんという自覚もしますし、その意味では、も

う一度町長、そこら辺のことをやっぱりそうやと。今後やっぱり一部事務組合というものについて、ただ自然に財政が膨れ上がって負担金がふえてくるということに対しては、我々、町長がやっぱり、少なくともうちの町長はそこら辺目光らすと。そういうような意気込みというものをちょっと最後に。基本的には最初の答弁で満足いたしますけれども、もう少しちょっと突っ込んでお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

一例なんですけれども、来週でございますが、そういった形の中で一度呼んで、その辺についてもう少し細部にわたって聞く予定でございます。

そういった形で言えば、前段で申しましたとおり、精査していかなければ、おっしゃるとおり一組等々もそうなんですけれども、私どものわからないところがあるよということだったのだめだと思しますので、繰り返しになりますが、精査して、いろんな形で。あくまでも私どもから、分担、負担ということになりますと、甘さが出ないようにしていきたいなど、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 7番、高野議員。

○7番（高野正君） 7番。

ちょっと私自身勘違いしているところもあるかもわかりませんので、していたら申しわけないと思うんですが、17ページの衛生費。

浄化槽設置整備事業補助費366千円減額になっているんですけれども。その理由をお示してください。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） その原因につきましては、まず当初予算の関係で、当初予算から設置数は5基と決めておりました。ただ、その人槽の違い。7人槽であったり、5人槽であったり、10人槽というような形の人槽の違いで、その大きい人槽に予算をとっていったやつが、小さい人槽の5人槽がふえたということで、その分の差額が減額になったということです。設置個数の当初の予定からは変わっておりません。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 7番、高野議員。

○7番（高野正君） 設置総数についても、予算があつて、何基、来年なら来年予算組むんやということもあるでしょうけれども、ここから町長に質問したい。

ことし、もう予算がなくなつたと。次設置されたら予算がないんやと。何月になくなつたか知りませんよ。この366千円減額ですよ。私、今、これ1枚紙切れ持っていますけれども、これ議長の許可を得て持ち込みました。

10月19日に回ってきた回覧板です。くみ取り便槽から合併処理浄化槽に入れかえましょう。生活排水が汚れる大きな原因となっています。放流された川や海を汚してしまいます。合併処理浄化槽に入れかえると、河川への汚れを8分の1まで減らすことができます。

す。設置補助金等を活用し、合併処理浄化槽への入れかえをお願いします。

ただ、この最後には書いているのが、お住まいの地域の市役所、役所にお問い合わせください。お住まいの市役所と書いてある。これ業者からもらってきて、うち回覧回したと思うんですよ。これ見た人がね、下を見なくても、うちくみ取りやから合併処理浄化槽にかえましょうかと、これ見て役場へ来た。ああ、ことしもう予算ないんです。これ見て来たんですよ。それならそれで、ことしは終わりましたけれども、来年の分については受け付けしますよとか、それも親切ということでしょう。ただこれ見て持ってきた人に、もう予算ないんです、それでいいんですか。もう予算ないんです。

違うと思うんですよ、やっぱり。私、文句言っているん違うんですよ。やっぱりせっかく回覧回して、回覧回すのは各地区ですから、回すのは一銭もかかっていませんよ。今回も多分もらってきただけで一銭もかかっていないと思うんですよ。回覧回すのは地区の班長、皆さん地区によって違うけれども、班長さん一生懸命配って、はい、回覧回してくださいよって回しているんですよ。これ見た人が役場へ来て、ことしもう予算ないんです。だから、来年のために申し込んでおいていただけますかとか、ここにせめて、まず来年からの分で受け付けいたしますよとかいうのが当たり前違うんですか。何かどえらい不親切に思えるんですよ、私これ聞いて。

ご本人、若干役場のことにはお詳しい人で、補正組んでくれよとまで言ったらしいですけども、ああ、だめです。おまえら議員何してんのよと。こんなんどういうこと、通るんかと。おまえらが何もよう言わんからこういうことになるんやないかって随分叱られましたけれども、まだほかについてに言わせてもうたらまだあるんですよ。

公共下水道やっついて、合併処理場持っていたら、薬剤も要りますし、年に一遍ぐらいくみ取らないけませんよというお手紙いただいたんですよ。うち公共下水道やのに、こんなことせなあかんの。ウロ来るんですよ。これ何でやと思います。私も全然意味わからんのやけれども。要は業者に台帳渡さんとそのまま頼んどこかというて頼むから、こういうことになるん違うんですか。そういうような問題はやで、その後のほうの言ったことは。

これはちょっと議案外で文句ばかりかもわかりませんが、こういうことに対して、わざわざ配っているにもかかわらず、ことしもう予算ないんです。どう思います、町長。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 高野議員、少しその資料というの、私、今見せていただいても、そのペーパー、よろしいですか。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

午後一時四十五分休憩

—————・—————

午後一時四十八分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

町長。

○町長（森下誠史君） 高野議員にお答えいたします。

これ、高野議員からお見せいただいたのが、10月19日に配布ということでございます。それでいえば、本当に配慮も少し欠けておったかなと思いますのが、合併処理浄化槽の補助ということでいえば、ちょっともう補助の期間から過ぎておりますし、このペーパーを見た人からしたら少し混乱を生じたのではないかなと、私も認識してございます。

決して詭弁ではないんですけれども、今ちょっと担当課長に聞きますと、県の下水道課のほうからこういった形、配布していただけないかということで来たみたいなんですけれども、これ今見させていただきますと、本当に和歌山県の30市町村のほうへもう全体的に出すような形の書類であって、私どものほうでいったら、先ほど言わせていただいた5月から8月で、この合併処理浄化槽の補助ということでいったら終わっていることは終わっているんですけれども、こういった合併処理、このペーパーを見ますと、下はそうなんですけれども、中身的にいえば、単独浄化槽とか、またくみ取りの便槽から、そうじゃなくて、やはり地球の環境のことの中で合併処理浄化槽を推進していきましようということを書くか私、思うんです。だから、高野議員がおっしゃるとおり、10月19日に配布ということと、その辺が住民の方でいえば少し混乱を生じたということはあったかと思っておりますけれども、この上のことについては私もいいかと思っております。この辺のところについては、配慮が少し足らなかったかなと思っておりますし、今後ですけれども、この辺につきましたらば十分に細心の注意を払いながら、配布物でございますが、やっていきたいなと、このように思います。

これにつきましては、配布時期ということでいえば少しまずかったかなと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 7番、高野議員。

○7番（高野正君） まずかったというか、上から見りゃ、普通に水をできるだけきれいに、環境汚染を少なくしましょう、それでよかったんですよ。下に書いている1行が、ほんまに何ということを書いてあるんかと。市役所、役場の担当課へ相談せえと。そんなやけな、もう県に抗議したらええですよ。無責任やて。勝手にばらまくんはええけれども。

私が見たとき、業者が頼みに来て、チラシを回覧してくださいと言ったんかなと思ったぐらいですよ。業者が直接来て、仕事ふえるから、自分とこへ来て、この辺だったら、ソウデなくても、くみ取りやったら農集にしましようかとか、いろんなどころがあると思うんです。だから業者がやったんかなと思ったら、どうやら違うみたいな感じで、下に役所に相談するようにと書いてあるから。結局これは町の担当の者に、いっちゃおかかなと、そういう感じで申し上げたんですけれども、えらいどうも文句ばかり言って申しわけございません、私のほうも。町長のほうも一遍県へ、ちょっと時期ね、間違うた時期にそんな勝手に配布するなと、一言言ってやってくださいよ。それだけです。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） 申しわけございません。今のことについてなんですが、当然、下水道課のほうから、この回覧配ってくれよというようなお話がありました。当然、うちのほう、その内容を確認して、下水道、合併浄化槽、農集のPRになるんだろうということで、浅はかな考えで決定しました。それは事実うちの責任でもあります。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） 道路新設改良費という項目があるので、また申しわけございません、無理やりと言われるかもわからないんですけども、今現在、まだアスファルト舗装もされていない状態で橋の下部工事やっている最中なんですけれども、あそこの新しくでき上がる道路に水道とか布設といいますか、するご予定などはあるのでしょうか、ないのでしょか。ちょっと教えていただけたらと。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） 今のところなんですが、予定はありません。ただ、今後、集落なりの動静なりというふうな状況の中で、もしかしたらそういう場面は考えられるかもわかりませんが、今の時点であればそういうことは全くございません。

○議長（鈴木基次君） 8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） 僕もそういう引く予定はどうもないらしいというふうなことは、申しわけないです、ちらっと聞いていました。

思ったのが、やっぱりあそこもう橋梁も完成して通れるようになるということは、当然アスファルト舗装もきれいにできた状態ですよ。今現在は、もちろん両サイドずっと田んぼとビニールハウスですから、基本的にはそういった類いの水というのは必要ないんじゃないかなと思うんですけども、今、課長言われたように、将来的にもし、未来永劫あのままの状態が続くということもちょっと考えにくい。恐らくああいうかなり便利な場所というふうな形になるでしょうから、恐らくかなり高い確率で将来的にはあそこが今の状態じゃない、また別の形になる可能性が非常に高いと思うんですよ。そんなときに、それができてから、せっかく敷いたアスファルトをまためくって、そこへまた水道を埋めると。今だったらすぐ入れられるんちゃうかなと思うんですよ。まだ土身の状態ですから、両方とも。橋かかってないからあれですけども。

その辺、もうちょっと将来を見越してね、それが、今そういうのを入れたらめちやくちや金かかるんやと、後からアスファルトめくって入れたほうが金安つくんやよというんだったら話は別なんです。多分、僕の考え方は、今とりあえず入れとくぐらいたら、今のほうが安くつくんじゃないかなと。将来的なことも見越したら、そうしておくほうがいいんじゃないかなと思いますし、それがまた町のそういうインフラ整備をやることよっての発展を期待しているという意気込みにもつながっていくんじゃないかなと思うんですけども、これは課長に聞いたほうがいいのか、町長に聞いたほうがい

いんでしょうか。どうですかね。今やっておくべきやと僕は思うんですけども、いかがですか。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） まず、下水と水道と分けてというような形で考えたいと、僕は答弁したいと思います。

まず、水道に関しては、当然、今の状況であれば独立採算制というのをしております。今需要がないのに、受益者がいないのに、そこへ引いてくるということはできるだけ避けたい。これはもう事実です。ただ、公共下水の場合につきましては先行的な投資も考えられるのではないかなとは思いますが、うちの課としては、今その時期ではないかなとは思っております。

○議長（鈴木基次君） 6番、谷議員。

○6番（谷重幸君） キーボックスの設置についてでございますが、今、和歌山病院と協議を進めているということなんですけれども、ほぼほぼ避難ビルに指定するというですよね、これ見てみると。その金額なんですけれども、950千円というのが、ちょっと前にもつける際に出たような質問かもしれませんけれども、1つ950千円とか、幾つかあるんかとか、ちょっとそんなん詳しく教えていただきたいです。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 谷議員の質問にお答えします。

この950千円ですけれども、まず和歌山病院のところに設置する予算でありまして、新しい病棟のところに外階段があります。そこに3カ所の外階段にそれぞれ設置する予定です。その金額が293千円の金額になります。あと、標識、看板も設置の予定なんで、その費用が約70千円ということで、950千円の予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 6番、谷議員。

○6番（谷重幸君） それと、ちょっとまた話変わるんですけども、一般質問で避難困難地域の指定がどうたらこうたらとかという、ちょっといろいろ言わせてもうたんですけども、そんなちょっといろいろ勉強する中で、こういう避難ビルの指定、町の指定がふえていったらいいんですけども、いわゆる今後の対策進める上で、国や県の見解として、いや、そこはもう避難ビルもあるしとか、逆にそういった要素も出てくるのかなとかいうふうにはちょっと何となく思うんですが、そのあたりはどうでしょうかね。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） ただいまの質問ですが、この補助事業によってはそういった要素もある事業もございます。ただ、美浜町の場合は、やはり浸水想定が46.1%というには変わりございません。ですので、そういった中で整備計画を中心としまして、津波対策というのはやはりやっていく必要があると考えます。

ですので、必要な事業に、それぞれの事業に対しましては、可能な限りの補助、また起

債等の模索、効率よい事業を探しながら進めていきたいという所存です。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 6番、谷議員。

○6番（谷重幸君） ちょっとまた質問変わります。ちょっといつまでたっても上がってこないというか、進んでいないような状況もあるんで。

吉原運動公園についての遊具なんですけれども、補正や何やということで、修繕でいけるよというような範囲かもわからんのですけれども、なかなか壊れたままずっと使えん状態が、大きな滑り台にしても、最近小さいほうも使えてないんですかね。ああいったものは直すような予定というのはないんですかね。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 谷議員にお答えをいたします。

吉原公園については、議員ご指摘のように、使えないというのが非常に多くなってきていて、使えないものは撤去して行って、また新しいものということも考えの中にはあるのですが、地方創生の中であそこをちょっと活用というのがありますので、その辺もちょっと見ながらというか、待っているというか、そういう実際状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 谷議員。

○6番（谷重幸君） その壊れ方見てたら、大きな滑り台なんかは屋根が穴あいているんですかね。もう実際1年ぐらいたってくるんですかね、あれ使えなくなって。小さいほうの滑り台なんか見ても、階段のちょっと上がったところの踊り場の下の床がちょっとペろっとめくれているような状況ですよ。ぱっと考えたら、穴あいているんだったら塞いだら使えるようになるん違うんかいって、こう思ったりもするんです。安全の規格とかいろいろあるというのはちょっとわかっているんですけれども、単純にそんな思い方もするんで、ちょっと直したら使えるんちゃうんかいというような感じはあるんですが、その辺どうですかね。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 簡易なものについては直せる範囲で直して行っているわけなんですけれども、今、議員ご指摘の大きな滑り台の天井などについては高いところにありますので、なかなか素人では直しにくいという状況もあって、あれ直すとしたら足場等々組んでという、物すごいお金がかかってくるんでということで、ちょっと二の足を踏んでいるという、そういう現状でございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） ちょっとささいな質問なんですけれども、有害鳥獣捕獲支援事業というのがございますよね。これ、歳入のほうにもたしかあったと思うんですけれども、歳入のほうで199千円いただいて、658千円を今回組んでいると。当初予算、15千

円の歳入がある中で375千円組んでいると。これちょっと、まず今ここに来て急にこの鳥獣の補正予算組むというのは、先ほど副町長の詳細説明の中でもふえてきましたと言うけれども。最初370千円がここへ来て650千円って、えらいふえる金額が多いなという感じが誰でもすると思うんです。

それと、わずかですけれども、375千円の予算で15千円というたら4%の補助、県からくれるということになるけれども、658千円組んで199千円というたら、これ3%ぐらいしか補助してくれてない。これ補助と、県の補助のもらい方というんか、そこら辺の計算、ちょっと当初予算のなにとは違うんで、こちら辺はどんなになっているのかなという点と、これどこになるんか知らんけれども、ちょっと2点。何ゆえ今ここに来て650千円って、当初予算でこんだけしか組んでないものが、ここに来てこんだけの金額って、そんだけ獣害が急にふえたんやよということなのかね。それと、補助金のパーセントが違うというの、ちょっとご説明をお願いします。

○議長（鈴木基次君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

まず、有害の鳥獣の捕獲の状況から申し上げます。少し古い話なんですけれども、平成18年から平成22年度までは、1年当たり、それぞれ獣種はたくさんございますけれども、総数で、平成18年度61頭、翌年84頭、47頭、77頭、88頭。それから、その後の平成23、24、25年度においては171頭、233頭、192頭。直近の平成26年、27年度においては47頭、35頭でございます。本年、平成28年度の状況でございますが、約一月前、11月17日時点では138頭の捕獲実績がございます。

その138頭の捕獲実績については、例えば平成27年度と獣種別で比較しますと、アライグマについては平成27年度5頭、本年度は実績で現在のところ41頭、アナグマについては3頭のところが本年は27頭、イノシシのわなでとった分については、7頭であったものが本年度は28頭でございます。

ということで、私ども26年度、27年度の実績を想定して、本年度については当初予算におきまして75頭の想定で積算し、それぞれの歳入を見積もってございました。ところが、現時点においては既に138頭でございますので、今後の分も想定いたしまして、196頭で、それに見合うだけの補正予算を計上させていただいたところでございます。

財源の内訳につきましては、それぞれ獣種ごとに異なっておりまして、一例を申し上げますと、イノシシをわなで捕獲した場合の成獣につきましては、補助金として支出する単価が6千円に対しまして、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、国費を伴う県費ですけれども、6千円に対し6千円。一般財源の持ち出しはゼロでございます。

一方、アライグマにつきましては、1頭当たり3千円の支出に対しまして、先ほど申し上げました国費を伴う県費が、うち千円。残りのうち1,500円を県単独分の上乗せ補助金ということで農作物鳥獣害防止総合対策事業補助金。差し引きまして、一般財源が500円というところでございます。

タヌキ、アナグマ、イタチにつきましては、支出の単価が3千円、それに対し国費を伴う県費として千円、残りの2千円が一般財源ということになります。

例えば、当初予算で農作物鳥獣害防止総合対策事業補助金が15千円に対しまして、今回補正で199千円になっているということで、その開きについてということでご質問でございます。

予算を見積もるに当たりましては、それぞれの単価の違う獣種別にある程度頭数を設定して見積もるわけございまして、それに対して当然県費がついてくるものでございます。15千円というのは、この補助金、アライグマを10頭捕獲し、それに対して1,500円の10頭分ということで15千円見込んでいたわけでございます。ところが、今回の補正予算につきましては、もう既に実績あるところも考慮した上での補正予算になっていますので、アライグマにつきましては41頭分でございますので、それに対する1,500円ということになりますと、もうそれで61,500円と。さらには、イノシシの銃器による捕獲で、かつ幼獣においては支出の経費が1頭当たり15千円でございますが、それに県単独分の上乗せ補助金が10千円ついてきますので、それを10頭分見込んでおりますので、そこで100千円。このような獣種別にそれぞれの交付単価が違いますので、一概にご説明しにくいところがあるんですけれども、過去の状況と申しますか、今年度の状況と、それから今後の見込みを踏まえまして今回補正させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今の課長の説明でよくわかりました。何で比率が違うのかなと、非常に疑問に思ったんです。

そこで、質問させてもらったついでなんでね、ことしが非常にふえて、この比率を見たら、アライグマとかアナグマというのは、その獣独特のはやり病というかそんなんがあって、タヌキの類というんか、極端に減ったという話を聞いたんで、最近少ないんかなと思ってたら、今の話聞かせてもうたら結構多いようにお話なんです。それが、クマだけじゃなしにイノシシとか、何もかも平均して急にふえている。ここら辺、原因というのは、もうただふえてきている事実しかわからんねんというんならそれでも結構なんですけれども、何か原因があるんですかね。そこら辺、もしおわかりなら、聞いたついでに参考にお教えいただいたらと思うんですけれども。

○議長（鈴木基次君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） すみません。何分自然相手のことですので、はっきりとした原因は、申しわけございませんが、これというところは全く明言できません。

ただ、本年度の状況、先ほども申しましたけれども、9月、10月あたりは一月に、獣種はいろいろありますけれども、40頭とかそういうときもございました。毎日1頭、一月続けて、さらにはそのうち、1日2頭、3頭という日もございました。こういう状況で

ございます。原因については、申しわけございません、明確なご答弁ちょっとできかねます。失礼いたします。

○議長（鈴木基次君） もうこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第8号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,100千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を12億38,095千円とするものでございます。

歳入からご説明いたします。

6ページ、国庫支出金、国庫負担金につきましては、前期高齢者納付金の確定により、療養給付費等負担金15千円の追加でございます。

繰入金、一般会計繰入金は、保険基盤安定負担金の確定分でございます。971千円の減額の内訳は、保険税軽減分1,106千円、保険者支援分は322千円のそれぞれ減額。事務費繰入金の457千円の増額は、人事院勧告と勤務評価等による職員の人件費の追加に伴うものでございます。

繰越金、前年度繰越金2,056千円は財源調整でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、総務費の一般管理費は457千円の増額で、人事院勧告と勤務評定に伴う増額と、超過勤務手当等の追加でございます。

前期高齢者納付金等15千円は額の確定によるもの。

保険事業費の特定健康診査等事業費628千円は、特定健診の受診者が増加する見込みであるための追加でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 平成28年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第9号 平成28年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきまして細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ1,952千円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ95,939千円とするものでございます。

では、6ページの歳入からご説明申し上げます。

農林水産業費国庫補助金では、処理場の機能調整工事の工事費が確定して減額となったことから、農業集落排水事業費補助金900千円の減額でございます。

繰入金では、一般会計繰入金567千円の減額は、工事費の減額や人件費の追加に伴う繰り入れ、基金繰入金637千円の減額は、公債費の利子償還金確定によるものでございます。

雑入は、消費税及び地方消費税還付金151千円の追加でございます。

財産収入の利子及び配当金は、基金の利子の追加が見込まれるためでございます。

次に、8ページからの歳出についてご説明申し上げます。

総務費、総務管理費、施設管理費472千円の追加は、人事院勧告と勤務評定などによる人件費の追加でございます。

建設費につきましては、和田処理場の機能調整工事費が確定しましたので、1,788千円の減額でございます。

公債費については、起債借入額の確定により、利子637千円の減額でございます。

基金積立金は、利子の追加が見込まれるためでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 平成28年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 平成28年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第10号 平成28年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ10,218千円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ1億41,056千円とするものでございます。

6ページの歳入からご説明申し上げます。

国庫支出金、国庫補助金、土木費国庫補助金4,000千円の減額は、本の脇の下水道工事費が入札により減額となりましたので、これに伴う国庫補助金を減額するものでございます。

繰入金、一般会計繰入金4,074千円の減額につきましても、工事費減額に伴うもののほか、人件費の追加に充当する財源等の調整でございます。

雑入は、消費税及び地方消費税還付金856千円の追加でございます。

町債3,000千円の減額も、工事費の減に伴うものでございます。

次に、8ページの歳出についてご説明申し上げます。

総務費、総務管理費、一般管理費、公課費2,272千円の減額は、消費税及び地方消費税の納付額がなくなったことによるものでございます。

建設費7,946千円の減額のうち、工事請負費7,200千円、補償補填及び賠償金800千円、合わせて8,000千円の減額は、入札により本の脇の管路工事費が減額となったものでございます。

その他につきましては、人事院勧告と勤務評定などによる人件費の追加でございます。

公債費につきましては、消費税の還付があったことなどにより財源振り替えでございませぬ。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 建設費の補助工事です。7,200千円減額になったという副町長のお話でございませぬ。その減額になった理由というのが、入札による管路のなかが決定したからこんなに安くなりましたと。それだけ聞いたら、そんなもんかなと思うんですけども、これ当初予算で上がっていたのが9,000千円ですよね。9,000千円の中

で7,200千円というのは、減額も減額も、ただ入札して決まったさかいこうやというより、何かなかったらこんなにぎょうさん下がらないんじゃないんですか。何か理由お聞かせください。

30,000千円、40,000千円で7,000千円下がるんだったらわかるんですよ。もともと9,000千円が七百何十万に2,000千円も下がったという話なんですから。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） お答えします。

この工事費7,200千円ほど下がったということなんですが、入札の差額というのはもちろんございます。それと、当然、その下水道を引き込むときに、受益者がどうしてもこの管へもうつなぎたくないんだとかいうようなことになれば、計画の変更というのも当然出てきます。その場合に、その路線をやめた、あるいは路線がえをしたとかいうようなことによることも差額として出てきております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 細かいことをつつくようで悪いんですが、それやったら入札の差額違うて、設計変更じゃないんですか、理由が。どっちでもいいんですよ。安くなることは大変結構なことやし、そう課長が説明されるようなこともあると思います。でも、それは入札の差額じゃなしに、その設計の変更によって下がったという説明だったら理解できるんですけどもね、まあそこまで求めません。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 平成28年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号 平成28年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第11号 平成28年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ1,422千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を8億5,4589千円とさせていただくものでございます。

まず、6ページの歳入からご説明申し上げます。

国庫支出金、国庫補助金、介護保険事業費補助金1千円は、今回、システム改修に補助金が交付される見込みとなっておりますが、額の確定がまだまだであるため科目設定をするものでございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金6千円の追加は、介護給付費準備基金の利息の増額が見込まれるための追加でございます。

繰入金、一般会計繰入金1,415千円の追加は、人事院勧告と勤務評定に伴う人件費の追加と、プログラム修正料に係る繰り入れでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費1,327千円の追加、地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費、介護予防ケアマネジメント事業費89千円の追加は、いずれも人事院勧告と勤務評定による人件費の追加でございますが、一般管理費につきましては、法改正により土地の譲渡所得に係る所得の取り扱いが変更になりますので、プログラム修正料1,188千円を合わせて計上してございます。

下段の基金積立金、介護給付費準備基金積立金6千円は、利息の増額による積立金の追加でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 8ページのプログラム修正料、今ご説明いただいたんですけども、ちょっとわかりにくかったんで、もう一回、もう少しわかりやすくご説明をいただきたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（田端進司君） 中西議員にお答えいたします。

これは土地の譲渡所得の改正ということで、土地の売却につきましては、最近災害等による、やむなくというのか、本人の責めに帰さない理由による場合もあるというようなことで、そういった場合、土地を売却して得た所得に対しては、介護保険料の所得の段階といたしますか、そのあたりへ反映しないと。だから、従来どおりの年金所得のままで土地の譲渡は含めないと、そういうふうな法改正がございましたので、それに伴うシステム改修ということで、29年度から実施というふうなところもありますけれども。美浜町の場合は30年度からその制度を実施していくと、そのようになっております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第11号 平成28年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は2時40分とします。

午後二時三〇分休憩

———・———

午後二時四〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

日程第12 議案第12号 平成28年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第12号 平成28年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ126千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億87,780千円とさせていただくものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰入金、一般会計繰入金は126千円の追加でございます。人事院勧告と勤務評定による人件費の増加に対する収入でございます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費126千円の増額も、人事院勧告と勤務評定による人件費の追加でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第12号 平成28年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第13号 平成28年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） 議案第13号 平成28年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収支の支出の補正をお願いするものでございます。

4ページ、5ページの収益的収入及び支出の見積基礎の支出からご説明いたします。

事業費用、営業費用、総係費452千円の増額でございます。これにつきましては、人事院勧告、勤務評定に伴う給料、手当、法定福利費の増額によるものでございます。

収益的支出の補正額は452千円の増額で、事業費用の合計は1億30,846千円となっております。

次に、1ページに戻っていただいて、第3条では、当初予算第8条の議会議決を経なければ流用することのできない経費として452千円を増額し、25,427千円と改めてございます。

最後に、6ページは補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は1億90,892千円を予定してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第13号 平成28年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午後二時四十五分休憩

—————・—————

午後二時四十六分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

お諮りします。

ただいま町長から議案第14号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第5号）についての議案が提出されました。お手元に配付のとおりです。これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第5号）についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第17として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第17 議案第14号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。町長。

○町長（森下誠史君） ご審議いただきました13件の議案に加え、補正予算の追加議案としてお願いすることとなりましたので、提案理由を申し上げます。

議案第14号は、平成28年度美浜町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ3,000千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を40億37,403千円とするものでございます。

潮騒かおる公園トイレがシロアリの被害により、建物が大変危険な状態であることが判明し、急遽、建てかえを前提に設計委託費用を計上するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） 本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第14号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第5号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ3,000千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を40億37,403千円とするものでございます。

まず、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、商工費、観光費、委託料、潮騒かおる公園トイレ新築設計委託料3,000千円の追加でございます。

当該施設は角材によるログハウス工法にて平成11年に建築されたものでありますが、現在、シロアリによる腐朽が著しく、建物そのもの自体が大変危険な状態にあります。専門家の方を交え修繕方法を十分検討いたしました。修繕後の安全性は保証できないとの結論に至り、昼夜を問わず不特定多数の方が利用されるという当該施設の性質から、直ちに閉鎖することを決定したところでございます。

しかしながら、風光明媚な煙樹ヶ浜を一望できる潮騒かおる煙樹ヶ浜憩いの広場には引き続き同規模のトイレが必要であると判断し、修繕ではなく建てかえを決めた次第であり

ます。

さらに、秋の地域の祭礼行事においても大変多くの方が利用されているという状況に配慮し、完成時期を平成29年10月中と想定、必要とされる工期を考慮すると、今議会での予算化が必要であると判断したものでございます。

なお、財源につきましては、6ページで、普通交付税を充当することとしてございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） どれぐらい年数たっているんですかと聞かんなん思ったら、平成11年というふうに説明であったのでありがたかったんですけども、今28年ですから17年ですかね。そんなに言うほどたっていない中でシロアリ被害。もう建てかえせないかんほどひどくなっているんや。もちろんそれが事実だろうと思います。だから、しゃあないにしても、今度、一応まず建てかえる予定のトイレ、同じような木造でされるのか、またちょっと違った、例えば鉄筋コンクリートでつくられるのか、一応考えられているのか、その辺が教えていただきたいのと、もし木造で同じような形のものの一応考えているよということであれば、やっぱり何らかの、次はもうそういうシロアリに対しての対策というのも考えておかないかんと思うんですけども、そこら辺はもちろんできているんでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 木造ではなく鉄筋コンクリートで、そういう同規模で、鉄筋コンクリートで、分相応のトイレということで考えてございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第14号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程第14 請願第1号 ひまわりこども園における防災対策に関する請願についてを議題とします。

本件について、総務産業建設常任委員長に審査経過及び結果について報告を求めます。

8番、谷口徹委員長。

○総務産業建設常任委員長（谷口徹君） 請願審査報告。

平成28年第3回定例会におきまして当委員会に付託されました請願第1号 ひまわりこども園における防災対策に関する請願について、委員長報告を申し上げます。

10月14日に第1回目の審査に当たり、北村、龍神両紹介議員から請願の内容とその理由について説明を受けるとともに、園に赴き、屋上から園の全体状況、その他既存の避難階段等の現地調査を行いました。

次に、11月15日に第2回目の審査を行い、この際、請願者であるひまわり会代表田淵大吾氏を参考人として招き、請願の願意や意見聴取を行いました。

そして、11月29日、第3回目の常任委員会を開催し、最終審査を行った結果、本請願の願意は妥当であると判断し、全会一致で採択したことをご報告申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから本件請願について討論を行います。討論はありますか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから請願第1号 ひまわりこども園における防災対策に関する請願についてを採決します。この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議員 （起立多数）

○議長（鈴木基次君） 起立多数です。したがって、請願第1号 ひまわりこども園における防災対策に関する請願については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第15 発議第1号 子ども医療費助成への「罰則（ペナルティ）」廃止を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件、事務局長が朗読します。

○事務局長（北裏典孝君） 発議第1号 子ども医療費助成への「罰則（ペナルティ）」廃止を求める意見書。

上記の意見書案を、別紙のとおり美浜町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成28年12月16日

美浜町議会議長 鈴木基次様

提出者 美浜町議会議員 中西満寿美
賛成者 美浜町議会議員 北村 龍二
賛成者 美浜町議会議員 龍神 初美

賛成者 美浜町議会議員 高野 正

子ども医療費助成への「罰則（ペナルティ）」廃止を求める意見書（案）

少子化対策の一環として、子育て世代の負担軽減を図り、子どもの医療費助成に取り組む自治体が全国的に増えている。本町では中学校卒業まで医療費の無料化に取り組んでいるところであるが、本町を含む近隣1市6町のなかでは1市4町が高校卒業までに拡大している。

ところが国は、独自に医療費助成をしている自治体に対し、国民健康保険の国庫負担金の減額という「罰則（ペナルティ）」を科し、子育て支援の取り組みを妨げている。全国知事会も「少子化対策に取り組む地方自治体の懸命な取組を阻害するものである」と廃止を求め続けている。

本町における中学卒業までの医療費無料化に対し、平成27年度では、102万円の減額措置を受けている。

国のペナルティ廃止を求める声に押され、厚生労働省は社会保障審議会の部会に未就学児までに限ってペナルティを廃止する方向を打ち出した。しかし、多くの自治体で実施されている中学校、高校卒業までの助成に対してはまだペナルティを残したままである。

本町のような少子化や人口減少に悩む自治体にとって、子育て世代を応援する医療費助成は必要不可欠であるが、ペナルティがこれらの自治体の子育て施策の安定的な継続実施への障害となっており、また子育て環境の地域間格差は広がるばかりである。

よって、国において子ども医療費に関わる全国一律の助成制度の創設を求めるとともに、医療費助成が制度化されるまでの間、自治体が行う子ども医療費助成に伴う「罰則（ペナルティ）」を廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

意見書提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、
内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）

提出者 和歌山県美浜町議会議員 鈴木基次

以上です。

○議長（鈴木基次君） 本件について提案者の説明を求めます。中西満寿美議員。

○10番（中西満寿美君） 提案理由を申し上げます。

子どもの医療費助成は、全国全ての自治体で就学前まで実現しています。中学生までは1,232市町村、64.7%、高校生まで1,094市町村、58.2%と広がっています。こうした自治体独自の医療費助成に対し、国は罰則（ペナルティ）を科しています。これに対し、全国知事会、全国市長会、全国町村会が連名で罰則廃止の要望書を提出し、また、子どもの医療費無料制度を国に求める全国ネットワークなどの住民団体も署名

を集め、罰則廃止を求めてきました。

これらの声に押されて、厚労省は11月末、罰則措置の見直し案を示しました。この見直し案は、一つ、未就学児まで、それと一部負担金や所得制限を設けている場合に限定するとなっております。これでは本町の子ども医療費助成への罰則（ペナルティー）は今までどおり適用されることとなります。

少子高齢化が進む本町では、若い世代が安心して結婚、子育てできる環境整備が不可欠です。子育ての負担を軽減する、少子化対策の一つである、この子ども医療費助成を強化する必要があると思います。

また、安倍内閣が掲げる少子化対策や子どもの貧困対策に罰則措置（ペナルティー）は反するものだと思います。

子ども医療費助成への「罰則（ペナルティ）」廃止を求める意見書を提出することに、皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、発議第1号 子ども医療費助成への「罰則（ペナルティ）」廃止を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第16 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び美浜町会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定しました。

しばらく休憩します。

午後三時〇六分休憩

—————・—————

午後三時〇七分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

お諮りします。

ただいま各委員長から、委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第18として議題とすることに決定しました。

追加日程第18 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において審査及び調査の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

平成28年美浜町議会第4回定例会を閉会します。

午後三時〇九分閉会